

# 京都聖母学院小学校 いじめ防止基本方針(改定第5版)

初版:2013年3月/  
第2版:2014年9月/  
第3版:2019年1月/  
第4版:2020年11月/  
第5版:2026年4月

## はじめに(建学の精神と基本姿勢)

本校はカトリック精4に基づく「心の教育」を最重要とし、その柱である「自己と他者を大切に作る心」(自分を尊び、友を尊び、困っている人に手を差し伸べる)を育みます。「いじめ」はこの精神に明確に反する行為であり、いじめを許さない学校づくりは本校の使命です。児童・保護者・教職員・学校法人・地域が協働し、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を徹底します。

## 1. 目的・適用範囲・定義

### (1) 目的

- ①いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を、学校全体で組織的に推進する。
- ②児童一人ひとりの尊厳と安全を守り、安心して学べる環境を継続的に整える。

### (2) 適用範囲

- ①在籍児童間の行為に限らず、校外外、登下校中、行事・宿泊・体験活動中、およびインターネット上やSNS上での行為を含む。
- ②在籍児童以外(卒業生・地域の子ども・外部者)による行為で、在籍児童が被害を受ける場合も含む。

### (3) 定義

- ①いじめ:児童に対して、心理的または物理的な攻撃が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じているもの。場所・態様(対面/オンライン)や明確な力関係の有無は問わない。
- ②重大事態: ① 生命・心身・財産に重大な被害の疑いがある場合(自殺の企図、重篤な負傷、金品の重大被害、精神疾患の発症等) ② いじめにより\*\*相当の期間(目安30日)\*\*の欠席がある場合、又は児童・保護者が重大被害を申し立てた場合。
- ③関係者:被害児童、行為児童、傍観者(周囲の子ども)、教職員、保護者、関係機関 等。

## 2. 組織体制・役割

### (1) 委員会

いじめ防止委員会/いじめ防止拡大委員会 構成:校長・副校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・学校弁護士等(必要時) 開催:定例 月1回、緊急時 随時 役割:年間計画・評価、情報集約・方針決定、重大事態対応、外部機関連携(学校法人聖母女学院/京都府文化環境部文教課 等)

### (2) 主な役割分担(要点)

- ① 校長:最終責任者。重大事態の認定・報告・公表方針の決定。
- ② 生徒指導主任:窓口統括、初動指揮、記録管理。
- ③ 学級担任:日常観察・一次聴取・保護者連絡・見守り。
- ④ 養護教諭:安全確保・心身のケア、医療連携。
- ⑤ SC/SSW:心理支援、面接、再適応支援。
- ⑥ 教務主任:指導計画調整、学習配慮。
- ⑦ 学校弁護士:法的助言、外部機関連携助言。
- ⑧ 情報管理責任者(兼務可):記録・個人情報保護・再発防止データ分析。

## 3. 未然防止(教育と環境づくり)

### (1) 心の教育(宗教・道徳・学級経営)

- ① 毎日の祈り・みことばに基づく内省の時間。(朝の会の出席確認・未確認は即座に家庭連絡:徹底)
- ② 宗教・道徳・特別活動で思いやり・赦し・対話・和解を学び、ロールプレイ・シミュレーションで実践。

③縦割り活動・奉仕活動・合唱・運動会・宿泊行事を協働と連帯の体験に位置付ける。

## (2) 授業と学級づくり

- ① 少人数・専科制の強みを活かし、分かる・できる授業で満足感と自己有用感を高める。
- ② 学級会・活動で「見て見ぬふりをしない」「傍観は加害に等しい」価値づけ。(遊びの時間ではない)
- ③ 月1回以上の学級温度チェックを定例化。(月目標の反省を生かす)

## (3) オンライン(情報モラル)

- ① SNS・ゲームチャット・写真動画の取り扱い、悪口・晒し・なりすまし・拡散の危険と責任。
- ② 校内端末使用のルール、夜間のやり取り禁止の推奨、家庭連携(フィルタリング)。

## (4) 環境・掲示・資料

- ① いじめ相談窓口の掲示と学年だより・学校HP周知。
- ② 図書・掲示物に人権・多様性・対話を扱う図書・標語・ポスターを充実。

## 4. 早期発見(サインの把握・通報経路)

### (1) 観察・把握

- ① 表情・欠席遅刻の増加・持ち物の変化・成績や態度の急変・休み時間の過ごし方・傷痕・SNSトラブルの兆候に注目。
- ② 保健室は避難場所。来室記録を連動して確認。

### (2) 児童・保護者からの相談

- ① 複数窓口:担任/生徒指導/保健室/SC/学校代表メール。
- ② 秘密は原則保護(安全確保・法令遵守のための必要最小限共有を除く)。
- ③ 報復の禁止を明示し、被害・通報・協力児童の安全を優先。

### (3) 定期把握

- ① 年2回以上のいじめ実態アンケート(学期に1回)、月1回の生活振り返りシート(自由記述+SOS欄)。
- ② 休業明け(長期休暇後)に重点確認週を設定。

## 5. いじめ対応フロー(時限と記録)

※時間は目安。安全確保を最優先し、柔軟に前倒し実施。

- ① 通報・認知(0~24時間)
- ② 受理者は即座に学年主任、生徒指導主任へ口頭・メールで報告。
- ③ 即時分離・座席配置・登下校見守り・休み時間の居場所確保。
- ④ 保護者一次連絡(当日):被害側・行為側の双方に経過説明(事実確認中である旨を含む)。
- ⑤ 記録開始:ガルーンに対応記録・タイムライン・関係者一覧を作成。
- ⑥ 事実関係の個別聴取(被害→目撃→行為の順。二次被害防止に配慮)。
- ⑦ SNS等はスクリーンショット等の証拠保全(個人情報取扱い注意)。
- ⑧ 学年(生徒指導主任、担任、養護、必要時SC):仮の対応計画策定。
- ⑨ 校長に中間報告。
- ⑩ 校長がいじめ防止委員会を招集:対応計画・実施
- ⑪ 被害児童支援:安心できる座席・居場所、登下校同伴、学習・評価配慮、SC面接、医療連携。
- ⑫ 行為児童指導:事実の受け止め、被害の理解、行動改善計画(具体行動・謝罪の在り方・再発防止の誓約)、保護者面談。体罰・懲戒的排除のみの運用は不可。
- ⑬ 学級支援:傍観の抑止・リペアラティブ(修復的)対話の検討(安全が担保できる場合のみ)。
- ⑭ 二次被害とネット拡散の防止:個人情報保護の徹底、うわさの鎮静化を支えるガイダンス。

## ⑮ 学級、学年で状況の評価・修正(1週間)

- ⑯ 学年・いじめ防止委員会などにて週1校内ケース会議で進捗確認、必要に応じて計画修正。
- ⑰ 状況に応じ拡大委員会を招集し外部助言を得る。(場合によっては校長から法人への報告)
- ⑱ 終結判定とフォロー
- ⑲ 「いじめに係る行為が概ね3か月止んでいる」「被害児童が心身の苦痛を感じていない」状態を複数情報源で確認。
- ⑳ 終結後も6~12か月を目安に定期見守り(長期休暇明け・行事前後を重点)。

## 6. 重大事態への対処

- ① 上記定義に該当・疑いがある場合、校長は重大事態の疑いとして直ちに学校法人へ報告し、法人を通じ\*\*京都府知事(京都府庁文化環境部文教課)\*\*に報告。
- ② 調査体制の設置(学校主導または外部有識者を含む):質問紙、面接、資料分析で客観的・網羅的に実施。
- ③ 被害児童・保護者への情報提供を適切に行い、権利擁護と安全確保を最優先。
- ④ 再発防止策を策定し、学校評価・公開情報(プライバシー配慮)に反映。

## 7. 個別配慮・多様性の尊重

- ① 障害、発達特性、病気、文化・宗教的背景、経済状況、性自認・性的指向、国籍・言語等、多様性への差別・偏見を許さない。
- ② 合理的配慮(指示の出し方、場面の構造化、予告、視覚支援、クールダウンスペース等)を講じる。
- ③ 語られた信条・個人情報の秘匿を徹底。

## 8. 情報管理・記録・連携

- ① いじめ対応台帳(事案ID、経過、面談記録、保護者連絡、証拠保全、会議録)を生徒指導主任が一元管理。
- ② アクセス権限を限定し、個人情報保護と二次被害防止を最優先。
- ③ 保存期間は卒業後〇年(校内規程に合わせて明記)を目安にし、満了後は適切に廃棄。
- ④ 警察・児相・医療等関係機関とは、保護者同意を基本に連携(緊急安全確保時はこの限りでない)。

## 9. 研修・啓発・保護者連携

- ① 教職員研修:年2回以上(事例研究、オンラインいじめ、初動と記録、発達特性理解、修復的対話、特支連携)。新任は初動マニュアル研修を必須。
- ② 児童向け指導:年間指導計画に道徳・特活・情報モラルを位置づけ、実践的活動(ロールプレイ、対話サークル)を実施。(宗教や道徳の授業で必ずいじめについて取り扱い防止に努める。)
- ③ 保護者向け啓発:年度初配付の方針周知、学級・学校だより、端末家庭ルールの合意形成、相談窓口の再掲。
- ④ PTA等地域連携:見守り隊・登下校安全・ネットリテラシー講座の共催。

## 10. 評価・公開・見直し(PDCA)

- ① 評価指標(例):件数、初動までの時間、終結までの期間、アンケートの安心度、保健室来室理由の推移、端末トラブル件数等。
- ② 年次評価をいじめ防止委員会で実施し、年間報告を作成。
- ③ 学校HPで基本方針を公開(個人が特定されない形で取組や指標を紹介)。
- ④ 取組効果と課題を踏まえ、毎年度改定を検討。

## 11. 具体の運用付記(抜粋テンプレ)

- ① 通報用連絡先(担任/生徒指導室/保健室/学校代表メール/匿名フォームURL): \_\_\_\_\_
- ② 初動記録様式:対応記録票A、面談記録B、保護者連絡票C、証拠保全ログD
- ③ 学級対応ガイド:事実非特定の形で安心・安全メッセージ/うわさ拡散の禁止/相談窓口再掲
- ④ オンライン事案の基本:証拠保全→プラットフォーム通報→家庭端末指導→夜間断続の抑止
- ⑤ 再登校・再適応支援:リワーク計画(短時間登校→教室滞在延長→通常化)、SC面接、安心の合図、伴走者(キーパー

ソン)設定

## 12. 倫理・法令・人権

①本方針はいじめ防止対策推進法、文部科学省の基本方針および関連ガイドラインに則る。

②体罰・ハラスメントの禁止、秘密保持、報復の禁止を徹底する。

### 参考:簡易フロー(文字版)

通報/認知

↓(当日)安全確保・記録開始・保護者連絡

初期調査(~72h)

↓ 仮対応計画・校長報告

支援/指導(~2週間)

↓ 週次ケース会議・計画修正

終結判定(~3か月)

↓ 6~12か月フォロー

(重大事態の疑い→法人・京都府に報告、外部連携調査)